

正 誤 表

	誤	正
P.7 下から5行目末	重要性を知ることが <u>で</u> る	重要性を知ることが <u>でき</u> る
P.9 下から6行目末	適切な処置が <u>でき</u> る	適切な処置が <u>でき</u> る。
P.11 2行末目	母子保健活動を推進する	母子保健活動を推進する。
P.11 6-7行目	家族の <u>障</u> 害に対する	家族の障害に対する
P.12 表2-1「6-10か月児」の「その他」欄	神経芽細胞腫マススクリーニング検査	削除
P.12 表2-1の下	「母子健康診査マニュアル」より	「愛知県母子健康診査マニュアル」一部抜粋
P.28 図4-1 右列下方	◎ <u>居宅介護</u> 当事業	◎ <u>居宅介護等</u> 事業
P.29 上段罫線枠内 3-4行目	もよりの保 <u>健</u> 所に	もよりの <u>保健</u> 所に
P.29 下段罫線枠内 3行目	経験を <u>有</u> する	経験を <u>有</u> する
P.29 下段罫線枠内 未行	市町村が保護者となる	市町村 <u>長</u> が保護者となる
P.30 罫線枠内 3行目	有するものとし、 <u>が</u> 任命する。	有するものとし、 <u>都道府県知事</u> が任命する。
P.30 下から11行目	精神福祉施策に精通した	精神 <u>保健</u> 福祉施策に精通した
P.31 19行目	市町村は、精神保健福祉 <u>活動</u> を	市町村は、精神保健福祉 <u>活動</u> を
P.31 下から4行目	③精神保健ボ <u>ラ</u> ンティアグループ	③精神保健ボ <u>ラ</u> ンティアグループ
P.31 未行	調査研究等を <u>目的</u> 。	調査研究等を <u>目的</u> とする団体。
P.32 13行目	精神障害者に日常生活に <u>適</u> 応	精神障害者が日常生活に <u>適</u> 応
P.33 6行目	「保健所及び市町村・・・要領」からの一行を	5行目「(1)保健所が・・・概要」の後に続ける
P.36 下から2-1行目	社会生活技 <u>能</u> の	<u>社会生活技能</u> の
P.37 中段罫線枠内 4行目	● <u>疲れをいや</u> し	● <u>疲れを癒</u> し
P.37 中段罫線枠内 下から2行目	3. ボ <u>レ</u> ンテ <u>イ</u> ア	3. ボ <u>ラ</u> ンテ <u>イ</u> ア
P.38 13行目	「考えられる。」を→→	12行目「・・・増えていくと」の後に続ける
P.38 16行目	ブラ <u>ブ</u> ラ生活	ブラ <u>ブ</u> ラ生活

	誤	正
P.38 下から7行目	知 人（と称する者を含む）	知人（と称する者を含む）
P.40 2行目末	減少を見込 <u>む</u> こと	減少を見込 <u>む</u> こと
P.45 12行目	諮問等) ②感染拡大の	諮問等)、②感染拡大の
P.47 10行目	・入退院に際しては、	・1,2類感染症の入退院に際しては、
P.50 下から5行目	1の2) 院内感染対策	(1)の②院内感染対策
P.51 15行目	25?34歳	25-34歳
P.51 16行目	15?24歳	15-24歳
P.51 下から6行目	を策定した。	を策定した。その後、平成15年の感染症法改正時にHIV/AIDSは全数報告義務のある5類感染症に再分類された。
P.52 24,25行目	①保健所等での・・・ ②障害者手帳・・・	・保健所等での・・・ ・障害者手帳・・・
P.53 4行目末	・・・を実施している。	・・・を実施している。また、当日に検査結果が判明する迅速検査の導入も図られている。
P.62 4行目	6. 結核対策の概要	1. 結核対策の概要
P.63～69 連番の書式変更	1. 結核患者届出 2. 肺結核を診断した場合の菌検査 3. 結核登録票の作成 4. 患者面接と家庭訪問 5. 保健所内症例検討会 6. 定期外検診 7. 治療 8. 結核の医療費を公費で負担するとき 9. 結核診査協議会の開催 10. 患者票・協議会の意見書の送付 11. 結核患者が入院・退院したとき 12. 結核の治療を終了したとき	(1)結核患者届出 (2)肺結核を診断した場合の菌検査 (3)結核登録票の作成 (4)患者面接と家庭訪問 (5)保健所内症例検討会 (6)定期外検診 (7)治療（入院・外来） (8)結核の医療費を公費で負担するとき (9)結核診査協議会の開催 (10)患者票・協議会の意見書の送付 (11)結核患者が入院・退院したとき (12)結核の治療を終了したとき
P.80 末行	(平成15年2月__ (財)	(平成15年2月__ (財)
P.81 12行目	1. 難病病相談	1. 難病相談
P.81 下から5行目	厚生医療給付事業	更正医療給付事業
P.83 5行目	難病患者認定適正化事業をが実施	難病患者認定適正化事業が実施
P.83 23行目	後縦靭帯国花骨化症	後縦靭帯骨化症
P.85 表7-2	42 バッド・キアリ(Bddd-Chiari) 44 ライソドーム病	42 バッド・キアリ(Budd-Chiari) 44 ライソゾーム病

	誤	正
P.85 表7-3	階層区分G 入院 <u>23.10</u>	<u>23.100</u>
P.88 下から2行目	看護婦・保健婦	看護師・保健師
P.94 4行目	実施車間の連携・協力	実施者間の連携・協力
P.99 資料8の4行目	セルフ・エフィエシー	セルフ・エフィカシー
P.111 本文2行目	自らの <u>医師</u> に基づいて	自らの <u>意志</u> に基づいて
P.112 表10-6	(5)高齢者の生きがいと <u>建機</u> づくり…	(5)高齢者の生きがいと <u>健康</u> づくり…
P.113 2-3行目	主に、 <u>介護 認定審査会</u> で	主に、 <u>介護認定審査会</u> で
P.113 下から7-6行目	状況について <u>性格</u> に	状況について <u>正確</u> に
P.115 17行目	食品衛生行政は <u>戦後</u> 、「食品衛生法」が	食品衛生行政は <u>昭和22年12月</u> に「食品衛生法」が
P.115 下から12行目	防止し、 <u>公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。</u>	防止し、 <u>もって国民の健康の保護を図ること。</u>
P.115 下から9行目	都道府県の衛生主管部局	都道府県等の衛生主管部局
P.116 2行目	食品衛生法 <u>27</u> 条	食品衛生法 <u>58</u> 条
P.116 下から13行目	食品衛生法施行規則22条 法27条の規定による医師の届出は、	法58条の規定による医師の届出は 食品衛生法施行規則22条の規定に基づき、
P.116 下から9行目	第26条の4各号	第62条
P.116 下から4行目	28条	法59条
P.117 本文1行目	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、 <u>食品衛生行政に2年以上従事した栄養士等から任じられる。</u>	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、 <u>及び大学において畜産学、水産学又は農芸化学などの課程を修め卒業した者等から都道府県知事が任じる。</u>
3行目	9章33条からなっている	9章79条からなっている。
	(平成15年5月の訂については後述)	削除
4-13行	2) <u>清潔衛生の原則 (3条)</u> <u>(8条)</u> : 営業上使用する… 3) <u>不衛生食品の販売等の禁止 (4条)</u> 4) <u>食品添加物の指定 (6条)</u> 5) <u>食品及び食品添加物の規格基準 (7条)</u> 6) 表示義務 (11条、12条) 7) <u>施設及び管理運営基準と食品の監視、営業許可 (17条、19条、20条、21条)</u> 8) <u>薬事・食品衛生審議会 (4条の2、6条、7条、11条)</u> 9) <u>食中毒の処理(27条、28条)</u>	1) <u>清潔衛生の原則 (5条)</u> <u>(15条)</u> : 営業上使用する… 3) <u>不衛生食品の販売等の禁止 (6条)</u> 4) <u>食品添加物の指定 (10条)</u> 5) <u>食品及び食品添加物の規格基準 (11条)</u> 6) 表示義務 (19条、20条) 7) <u>施設及び管理運営基準と食品の監視、営業許可 (28条、30条、51条、52条)</u> 8) <u>薬事・食品衛生審議会の意見 (7条、10条、11条、18条、19条)</u> 9) <u>食中毒の処理(58条、59条)</u>

	誤	正
P.119 本文11行目	② (略) <u>リスク評価の実施、リスクコミュニケーション、緊急時の対応がある。</u>	② (略) <u>リスク評価(食品健康影響評価)、リスクコミュニケーションの実施、緊急事態への対応がある。</u>
P.123 下から6行目	(別添)	削除